

令和4年第13回

# 荒川区教育委員会定例会

令和4年7月8日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第13回定例会

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 日 時  | 令和4年7月8日  | 午後1時30分   |
| 2 場 所  | 特別会議室   |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員                           | 高 梨 博 和<br>長 島 啓 記<br>坂 田 一 郎<br>小 林 敦 子                            |
| 4 欠席委員 | 委 員   | 繁 田 雅 弘   |
| 5 出席職員 | 教育総務課長<br>教育施設課長<br>指導室長<br>教育センター所長<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 山 形 実<br>的 場 寛<br>津 野 澄 人<br>杉 山 茂<br>小 川 綾 一<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 24号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

( 2 ) 報告事項

ア 熱中症対策のための空調機の運用等について

イ 熱中症予防の注意喚起について

ウ 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

エ 区議会定例会・6月会議について

オ 令和5年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について

カ 小中学校給食食材費補助の拡充について

( 3 ) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和4年第13回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、繁田委員が御欠席との連絡がありまして4名の出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、坂田委員、御両名をお願いいたします。よろしく申し上げます。

3月25日開催の第6回定例会及び4月8日開催の第7回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認といたします。

併せて、4月22日開催の第8回定例会及び5月27日開催の第10回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で、承認についてお諮りしたいと考えてございます。次回までに御確認頂き、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項6件となっております。新型コロナウイルス感染症関係の報告がございますので、初めにその点について報告させていただいた後、審議事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項ア「熱中症対策のための空調機の運用等について」、報告事項イ「熱中症予防の注意喚起について」、報告事項ウ「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」、それぞれ同種関連がございますので、一括で説明をさせていただきたいと存じます。的場教育施設課長、説明をお願いします。

教育施設課長 私の方からは、報告事項のア「熱中症対策のための空調機の運用等について」御説明をさせていただきます。

資料7ページを御覧ください。6月の後半から7月の当初にかけてかなり暑い日が連日続きました。いくつかの学校からは、空調機が停止して教室の中の状況が高温になっているという報告を頂きました。これは学校内の消費電力の急増に伴う空調機の稼働抑制運転、それから受変電設備の運転停止を原因とする空調機が停止したという状況が発生したものでございます。

これにつきましては、現場に職員を向かわせて状況を確認したところ、デマンド装置という受変電設備を保護するための安全装置、これが適正に作動することによって空調機に送ら

れる電力が一時的に停止したという状況が発生したことによるものでございます。

これを受けまして、各学校、それから幼稚園に、空調機そのほかコロナウイルス感染症対策の中、換気の関係について、具体的な熱中症対策の3点について通知をさせていただいているものでございます。

資料の記書き以下、まず1番のところ、空調機の利用についてを御覧いただきたいと思っております。今、御説明したように、デマンド装置という安全装置が働いたということから、まず1点目、利用のない教室等の空調機は小まめに停止をしてほしいということをお願いしてございます。

2点目といたしまして、電気使用の負荷が高まると、デマンド装置が作動して空調機が停止することがございますので、それを防ぐために、室温28度を目安に運転、温度管理をしていただくようお願いしてございます。暑い日は少しずつ様子を見ながら温度設定を下げているという事で、できる限り不要な電力を落とさせていただけるようお願いしたものでございます。

3点目といたしまして、サーキュレーターで空気を循環させることで、教室内の空気のおよそをなくして潤滑に空気が教室をめぐるように、お願いをしたものでございます。

また、コロナ対策ということで換気が非常に大切であることから、昨日、学校薬剤師の先生ともお話をさせていただいたところでございますけれども、やはり高温であっても、本来一時的に換気は必要だということで意見を頂いております。先週のような高温のときには、それ以上に熱中症対策が必要であるということで、休み時間を中心に効果的に換気を行ってくださいというお言葉を頂いたところでございます。

これにつきましては、文科省の「学校の新しい生活様式」という方針、指針があり、この中でも方針が示されておりますので、それによって換気の方法を工夫しながら行ってくださいといったものでございます。

換気時間については休み時間を中心に、窓換気により5分から10分程度空けてしっかりと換気してくださいというお願いをいたしました。この換気の方法につきましては、対角二方向の窓、それから扉等を開けてしっかりと換気を効果的に行ってくださいというものでございます。

もう一つは、教室によっては廊下側の上部に欄間という小さな窓がついているのですが、暑い空気は高いところにありますので、そこを開けることによって暑い空気を効果的に出すことができるということで、欄間を利用した換気を行ってくださいというアナウンスをさせていただいております。

3番目といたしましては、熱中症対策についてですけれども、これは先ほど言ったように、

学校薬剤師の先生もおっしゃるように、熱中症対策、今一番気をつけなければいけないということでございますので、これについて予算的に、今回は空調をうまく利用して防いでほしいというものでございます。そのためには空気清浄機、サーキュレーターを効率的に使用するなど補足的な機器を十分活用して熱中症対策にも気を配ってくださいという願いをしたところでございます。

いずれにしても、まだこれから暑い日、夏休みまであと1週間ですので、熱中症対策と、それからコロナ対策をうまく両立させるように、学校サイドと協力しながら進めていきたいと考えてございます。

説明は以上になります。

教育総務課長 それでは引き続き、「熱中症予防の注意喚起について」御説明をさせていただきます。ページで申し上げますと9ページでございます。

本来ですと、学務課長が説明させていただくのですが、本日は他の公務と当たってしまいましたので、教育総務課長の山形から説明をさせていただければと思います。

今、教育施設課長からもございましたように、6月下旬の猛暑が連続することによって、児童・生徒の健康被害の注意喚起が非常に必要な状況になってきたものでございます。

先ほどと同じように、熱中症の観点と基本的な感染症の対策について改めて通知をしたものでございます。これまでどおり基本的な感染症対策は徹底しつつも、夏場においては熱中症対策を優先し、屋外活動に加え、他者との身体的距離を確保できた場合についてはマスクを外すことについて判断をするなど、園児や児童・生徒の状況を配慮して対応すること等をお願いしているところでございます。

特に記書きのすぐ下に「マスクの運用」と書いてございます。マスクを外すようにと言っても児童・生徒、園児はなかなか外さないようでございます。これまでも校長会等で周知してきたところですが、難しい状況でございます。学校によっては、言い方を変えて「マスクをしてもいいのだよ」という言い方、外すのが体にはいいのだけど、どうしてもしたい子についてはということをはいるのですけれども、なかなかできていない状況でございます。

文科省の基準ですと、例えば登下校についてもマスクを外すようにとっておりますけれども、歩いている子どもはほぼ全員しているというのが現状でございます。熱中症の健康被害が重要でございますので、改めて通知をしたところでございます。

ただ、東京都において、最近また感染が増加傾向でございます。後ほど説明をさせていただきますけれども、区内でもまた学級閉鎖等が出てきているところがございますので、学校の判断そのものも難しく、先ほどの換気ですとかマスクの運用というのは非常に難しいとこ

るではございますけど、感染対策と熱中症予防を両立させるよう、教育委員会事務局として  
も引き続きサポートをさせていただければと思っているところでございます。

続いて、新型コロナの状況について御報告をさせていただきます。ページで申し上げます  
と15ページでございます。前回の教育委員会に報告した後については、峡田小学校と尾久  
西小学校が、新たに学級閉鎖が出ているところでございます。特に尾久西小学校につきまし  
ては、7日から学級閉鎖が出てございますけど、感染経路が判明できていないのですが、  
次々と感染が広がっている状況でございます。

例えば学校においても体育の授業などでも、先ほどマスクはしないようにという文科省の  
基準ですが、マスクをしていたという報告がありますし、2日に公開授業も行ってありまし  
たが、換気やマスクの徹底もしていたようではございます。ただ、5日に2名、6日に9名、  
3クラスにまたがってという形で感染が広がっているところでございます。

東京都においても感染が急増しているというのが、本日もテレビ報道などもございました  
けれども、引き続き熱中症対策と基本的な感染対策を徹底してまいりたいと考えているとこ  
ろでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいま3点まとめて御説明をさせていただきましたが、御意見、御質問等ございま  
したら、お願いいたします。

坂田委員 では、よろしいですか。換気のところなのですが、文部科学省のガイドがあると思  
うのですけれども、その背景にエビデンスというか、どれくらいのことに基づいてそのガイ  
ドができていると理解しているのですか。

教育施設課長 検討会のようなものが立ち上がっていて、その中で換気の効率について議論が  
あったと認識してございます。

例えば1クラス35人なり40人なりという子どもさんが入って、そこで呼気がどれだけ  
の分量が出てくる。そのときに、どれだけの開口をすれば十分な換気が可能になるかとい  
うような実験みたいなものを作って、その上で換気的重要性ですとか、実際の換気をするた  
めの時間等の根拠が示されていると認識してございます。

坂田委員 それは、どれくらい確かなものなのですか。実験はそんなに簡単にできないと思  
うのですけど。教室の形にもよるし、風の強さにもよるし。

教育施設課長 実験もですけれども、スーパーコンピューターを使ってシミュレーションをや  
られていたと記載の方があったかと認識してございます。

坂田委員 教室で実測するとか、そういうことはしていないのですか、荒川区で。CO<sub>2</sub>濃度  
は実測できますよね。

教育施設課長 荒川区の中でそこまでの根拠を求めた実験みたいなものはやっておりませんけれども、あくまで「新しい生活様式」に示されたスーパーコンピューターに基づく解析の内容で説明をさせていただいております。

教育総務課長 補足をさせていただければと思います。今、教育施設課長の方も説明させていただいておりますが、昨年、CO<sub>2</sub>計、二酸化炭素濃度計が寄贈などによって各校で2個以上ございます。独自で学校で買っているところもございまして、今回、換気の具合のところ、学校薬剤師とも相談をして、実際に常時窓を開けておくべきなのか、閉鎖をしておいて1時間に1回、5分程度開けるとCO<sub>2</sub>がどのくらいなのかと確認すべきではないかという御指摘も頂いております。今、教育施設課長とも相談をして、次回の校長会でその辺をお話ししようかなと思っているところでございます。

坂田委員 私はやっぱりそういったことをやったほうがいいのではないかと思います。スパコンといっても条件によっても違うので、ある標準的な条件があったとしても、そもそもスパコンの計算結果が実測値とどれくらい近いかどうかという検証も必要だと思いますが、それよりも、ある条件があったとしても、教室の形も違うし入っている人数も違うし、換気能力もいろいろだとすると、どう評価をするか結構難しいところなので、そうすると、やっぱり一番確実なのは実測だと思います。

CO<sub>2</sub>濃度を計測するのは、それほど難しくないというか普通にやられていることで、やはり本当に5分、10分休み時間で十分なのかとか、風が強い日とかそうじゃないとか多少何日かやってみて、あと教室の向きとかもありますよね。そういったことを実際にやって、これだと安心だということを考えたほうがいいのではないかと。

学校も、100クラスもあるところはないわけなので、十分可能ではないかと私は思うのです。その上で、学校ごとに適正だと考えられることを、もう少しきめ細かくやるというか、そういうことを考えたらどうかなと思うのです。

教育施設課長 一応、今回こういった形で通知の方をさせていただきますけれども、やはり実際のところはどうなのかというのは手探り状態というところもありますので、薬剤師の先生にも確認をさせていただいたように、やはりCO<sub>2</sub>濃度計の測定、モニターの測定値の確認というものもやっていきたいと思っております。

坂田委員 実際に既に分かっていることは、部屋を換気して、換気能力のある部屋も普通にあるわけですがけれども、それは定格の出力機能が出ていないものも結構世の中にはたくさんあるのですよね。

理由は、例えば配管が妥当じゃなかったりとか、実際に測ってみると全然違うというのがあるのです。だから、そういうことを考えると、やっぱり実際に測ってみるというのが非常

に重要なのではないかと、私は思います。以上です。

教育長 ただいまの坂田先生の御助言については、来週、校長会、園長会がございますので、  
CO<sub>2</sub>濃度計を学校に配備してありますので、それを活用して各教室の状況を十分把握した  
上で、適切な対応を取るよう指導をさせていただきたいと思います。

教育総務課長 もう1点だけ補足させていただければ、施設課長の方で学校薬剤師ともお話をし  
た中では、薬剤師の方から、実際の子もたちに測定をさせるというのも、少し自分たちに  
認識させるというのも手じゃないかというところがあったので、その辺も含めて、校長会で  
お話ができたかなと思っているところがございます。

坂田委員 CO<sub>2</sub>濃度は、みんなが見えるところに置いておけばいいので、別に子どもたちに  
開示しない理由は特にないと私は思います。換気能力を測るのはそんな簡単なものではなく  
て、やはり専門的な業者でないと測れないのですけれども。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 よろしいでしょうか。9ページのところにありますように、「熱中症予防の注意喚  
起について」ですけれども、熱中症の予防を念頭に入れながら対策をしていくことは非常に  
重要なのではないのでしょうか。

その中で、マスクの運用のところで見ていくと、マスクの着用を希望する児童・生徒さん  
がいらっしやと思うのです。その場合に、マスクの着用を尊重するのは重要だと思ってお  
ります。

また、熱中症対策の中で、水分補給についても柔軟に対応をするとありますが、これも非  
常に大切です。

一方、熱中症の対策とコロナの感染の広がりの中で、校長先生としては判断が難しい状況  
なのではないのでしょうか。具体的にどういう対策をすればいいのか、いろいろな授業、ある  
いは行事でどうすればいいのか、非常に判断が難しい段階かと思えます。そういうときに教  
育委員会のできる助言やサポートというのは、具体的にどういったことがあるのでしょうか。

教育総務課長 文科省の基準で、例えば体育のときなどはマスクを外しなさいという指導は来  
ています。ただ、実際は、体育の中でもマスクをしている児童生徒が多い状況です。

例えば球技を行っているときですと、やはり交錯したりとかするので、なかなか判断によ  
っては難しいところがございます。

ちょうど教育総務課長として、にこにこすくーる、校区委員会などで、各学校の校長先生  
やPTAの方にお聞きをすると、PTAの方もできるだけ取ってくださいと言っているので  
すけど、なかなか踏ん切りがつかないという状況がございます。

具体的に区民の声で、例えばプールで待っているときにマスクをしているのはいかなも

のかという御指摘も区民の方から頂きます。そうすると、学校としてもどうでしょうかという確認をさせていただいているのですけれども、なかなか現実のところと文科省のガイドラインが難しいところであって。

ただ、今、教育委員会事務局としては、可能な限り外すというのを前提としてくださいというのを、教育長をはじめ強く言っているところではございます。

換気もそうですけれども、ちょうどコロナが増えてきたところもあるので、非常に説明が難しいところはございます。

小林委員 臨機応変に対応をしていくことが重要なのかなという気もいたしますね。

教育総務課長 基本はしゃべらない。しゃべらないで一定の距離ができているものについては、まず外すことが前提にするだろうと。しゃべるようなときについては着けるといものが基準なのかと考えているところではあります。

教育長 津野室長や杉山所長、どうですか、学校現場の校長としては。

指導室長 なかなか難しい問題だと思います。説明をするときは、やはりガイドラインを基にした根拠をそこに持っていきつつ、保護者に、地域の方に説明していくしかないかなというところと、そのガイドラインを学校の中で共通理解して、最終的には担任が、先ほど小林先生からもお話があった臨機応変に対応していくところを、いかに工夫しながらやっていくか。

例えば体育の説明をするときに子どもたちを、ふだんでしたら小さく集めて説明をするところを、わざわざ説明だけのために小さくする必要もないのでそこを広げるですとか、指導の工夫ができるので、そうした指導の幅を広げていく、工夫の幅を広げていくということも学校の中で共通理解をすることが大切です。以前はマスクを着けているのが原則だったところを、場合によって外すといったところを、外すのが原則で、距離が近いとき、会話をするときに着けるといところを、うまく指導の中に取り入れていくことが必要かなと思っています。学校の中だけでは、教員30人程度の知恵しかありませんので、地区での校長会、そうしますと5校、6校ございますので、そこでの実践も取り入れながら、地区の実践をまた共有していくことで、より子どもたちの教育について充実できるようにしていくことが必要になってくるかと思いますが、ちょうどマスクを外すのが原則という話になりつつある中、都内で今、感染者が増えていますので、その両方の意見の中をどう探っていくのかというのが、今、校長としての経営判断を問われているなと思います。

教育センター所長 今のところ、これまで熱中症で救急搬送となった事故報告はないので、各学校の現場で、しっかり校長判断で柔軟に対応してくれているという感想は持っています。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

坂田委員 今みたいなことについては、先ほどと同じなのですが、どういふエビデンスがあるのか、その説得力だと思うのです。

残念ながら、現状の日本においては、どこかの役所が言ったからといって、それをみんなが信じる状況には全然なくて、例えば接触確認アプリにしてもまだ導入率は低くて、実際上はワークしていないわけですね。全然、国が言っていることについて、多くの方は納得していないのです。

そうすると、やはり国がこう言ったからというだけで外せというのは困難であって、実際の教室の状況がこうだからとか、ここまで濃度が下がっているとか、体育のときはこういう考え方で2メートル以上を取っているとか、確かなエビデンスというのは2メートルなのだとか1メートルなのだとか、そういうことを挟んで説明をする必要が僕はあると思います。そうでなければ、皆さん納得されないと思います。

指導室長 学校の方での説明になります、また文科省からの資料を基に保護者に説明をしていくところになってこようかと思しますので、やはり学校の経験則でない、根拠を基にして説明をして、保護者に御納得を頂く。その御納得の部分についても、コロナに対してすごく慎重な方、心配な方もいらっしゃいますので、やはりそうした方に対しては寄り添っていくということが、学校教育では非常に大切になってこようかと思し、子どもだけではなく、その背景にある御家庭に高齢な方がいて、病気がちな方がいるとなりますと、やはり子どものことだけを考えられない状況もあろうかと思しますので、そうしたお子さんを抱える御家庭についてはマスクをしたいということであれば、させなければならないということであれば、学校はそのお気持ちに寄り添いながら対応をしていくと。本当に柔軟にといいますが、一人一人のお子さん、御家庭の状況に応じて対応をしていくということも必要かなと思っております。

坂田委員 後段の話は当然そのとおりだと、私は思いますけれども、先ほど申し上げたのは、それとは全然別の話だと思います。基本どう考えるかということなのです。

例えばWHOが出しているものというのは、非常に信頼度が高いわけですね。世界的に見て、信頼度が高いわけじゃないですか。そういうのは、やっぱりちゃんと必要なものとして学習をしていないと、住民の方から見ると、それだけ言われてもと思われるのは当然だと思うのです。

指導室長 なかなか学校の方としても、勉強が追いつかないところもあろうかと思します。どうしても文部科学省が出しているもの、東京都が示されるものというところで、保護者に説明させていただいているところになろうかと思します。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

では、審議事項に移らせていただきます。議案第24号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、教育総務課長から説明がございます。  
教育総務課長 3ページをお開きください。議案第24号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与について、教員特殊業務手当の支給額を改めるためでございます。これにつきましては先月、教育委員の皆様にご意見を聴取させていただいたものでございます。特殊業務手当の限度額を6,400円から1万6,000円に改めるという条例に対する意見を聴取させていただいたところでございます。

昨日の区議会本会議におきまして、条例が可決されました。

本件につきましては、上限額1万6,000円の中の範囲内で、業務内容に応じた具体的な支給額を、教育委員会規則で新たに規定するために御審議頂くものでございます。

具体的に申し上げますと、この表の中を御覧いただければと思います。非常災害時等の業務を四つの枠で記載しているところでございます。

最初に、非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したときというのが3,200円から8,000円。

二段目が、特に被害が甚大な災害の発生時。これは例えば東日本大震災のような大きな地震。上限額の6,400円から1万6,000円。これが条例の上限額になってございます。

その下、幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務に従事したときという場合が、6,000円から7,500円。

同じように、幼児に対する緊急の補導業務に従事したときが、3,000円から7,500円に今回改めるものでございます。

施行期日につきましては公布の日でございます。実際の運用については、遡って令和4年4月1日から適用させていただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ちなみにこの額は23区統一ですね。

教育総務課長 はい。23区ではなくて、区立幼稚園がない区が2区だけございまして、そのほかの21区は同じでございます。

また、東京都とか他自治体も同額でございます。

教育長 本件につきまして、御質疑はございますでしょうか。

長島委員 今ので理解できたと思うのですが、条例改正のそもそもの経緯というか、いろいろとばらばらだったのを、というか荒川区がちょっと低かったのを、全体と合わせるみたいな経緯みたいなものを教えてください。

教育総務課長 そうではなく、ほかの20区も同じように6,400円でした。今回、ほかの20区も6,400円から1万6,000円に、21区全部が変えてございます。荒川区だけが差がついていたというわけではございません。

背景といたしましては、やはり昨今の災害の、例えば線状降水帯ですとか地震も頻発をしているということがあります。こういう災害が続いているので、幼稚園教育職員が実際に昼間に、幼児がいる時間帯に例えば地震があったと。するとお迎えが来られないので、そのまま幼児を預かったままにいる、それに対する特勤としては6,400円が安いのではないかという議論があったと判断をしているところでございます。

教育長 区の一般職員と違って、教員とか幼稚園教育職員は残業代がないので、その分特勤で災害対応の業務に従事したときに、この金額を支払うということです。

どうぞ、坂田委員。

坂田委員 妥当な改正だと思います。質問としては、これ全部2.5倍になっているわけですね。

教育長 そうですね。

坂田委員 逆に言うと、2.5倍引き上げることは普通あまりなくて、すごく段差がある改正じゃないですか。それはどうしてなのですか。

教育総務課長 坂田委員がおっしゃるとおり、私もこの算定の根拠を随分調べました。この従前の6,400円という根拠もなかなか見つからず、今回の1万6,000円についても根拠がなかったものですから、東京都及び国にも、担当の方から問い合わせをさせていただいたのですけれども、労使の妥結額だというような位置付けで、具体的に、例えば時間単価ですとかそういうもので積算はされていないようでございます。

坂田委員 質問の趣旨は2.5倍にいきなりなることがあまりないことなのですね。だから、そういう意味で、この問題について重大さというのを久しぶりに気が付いたと、そういうことなのかと感じました。金額が幾らかというのは別問題だと思いますが。

教育総務課長 おっしゃるとおり、金額の改正については数十年ぶりと聞いているところでございます。

教育長 教員もそうなのですね。

教育総務課長 幼稚園教育職員はこの災害の特別業務手当だけなのですけれども、教員については違う特別勤務手当というのがあるのですが、今回、この災害については、都条例で同じように同額上げています。

教育長 それでは、質疑を終了とさせていただきます。

議案第24号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第24号について、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第24号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、報告事項工「区議会定例会・6月会議について」を議題といたします。今回、ちょっと質問事項が多いので、読み上げについては割愛させていただきます。

今、皆様、質問等があればお答えさせていただきます。よろしくお願いたします。

既に教育委員会で御説明をさせていただいている案件等もございますし、後ほど、また給食費補助について御説明もさせていただきたいと思っています。また、お気づきになりましたらお尋ねいただければと思います。

どうぞ、長島委員。

長島委員 学校給食費等の負担拡大の抑止、18ページですか。国の地方創生臨時交付金の活用という説明がされているのですけれども、これまでこの交付金はどんな形で使ってきたのかなど。今回は給食の材料費とかいろいろ上がっているの、それにも使いますということだと思ふのです。そこら辺はどうなっているのでしょうか。

教育長 長島委員、後ほど報告事項力で御報告しますので、そのときにまとめてでよろしいでしょうか。

長島委員 なるほど、そっちですね。分かりました。

教育長 では、そのようにさせていただきたいと存じます。

続きまして、報告事項オ「令和5年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について」を議題といたします。これも、山形課長説明をお願いします。

教育総務課長 「令和5年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について」説明をさせていただきます。ページで申し上げますと25ページでございます。

基本的な考え方については例年どおりでございます。特に(1)に記載がございますように、小学校については隣接区域の選択制、中学校については自由選択制という形で、希望する学校を選択する方式を取るところでございます。

(2)に記載がございますように、普通教室に転用できる総数を考えまして、その中で、受入可能学級数を設定しているところがございます。

(3)の受入可能数につきましては、通学区域への転入による入学者を想定してございますので、下の表を御覧いただければと思いますが、年度の途中に転入した人が定員を超えていますので入れませんというわけにはいかないものですから、35人学級のうち2人分の転

入を想定しているところでございます。

そのため、下の表を御覧いただければと思いますけれど、33人の基本的には倍をしているところがございます。ただ、4クラスのところについては多少率を変えているところがございます。

(4)でございます。汐入小学校と第三中学校については、例年地域だけで学年がいっぱいになってございますので、これまでどおり、通学区域外からの受け入れを困難と考えて選択ができない学校にしております。

ただ、汐入小学校と第三中学校からほかの学校、通学区域外に出る者については選択ができるような形でございます。

これについては、以前は汐入東小学校もそうだったのですが、汐入東小学校については通学区域内の児童が少なくなってきていますので、解除しているところがございます。

続きまして裏面を御覧いただければと思います。学校選択制度の考え方でございます。先ほども説明させていただきましたように、通学区域内で学校を希望した者については全員が入れる形になります。

受入可能数を超える希望があった場合については、公開抽選によって抽選が外れた方については補欠を登録します。補欠を登録したところで、その学校で繰り上がる場合についてはその選択をした学校に入りますけれども、それでも、繰り上げが回り切らない場合については、従前のとおり区域の学校に入学をしていただくような形になってございます。

日程については、9月1日の区報に掲載をさせていただきまして、10月31日までが希望校の申込み、締め切りでございます。実際に、抽選校については12月6日と7日で公開抽選を行いまして、2月15日が小学校の最終の繰り上げ、3月1日が中学校の最終繰り上げとなっているところがございます。

このほかの学校選択に向けましては、学校説明会ですとか公開授業などを行っているところがございますが、コロナの状況によっては一部制限をされる可能性があると考えているところがございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

長島委員 技術的なことというか、ささいなことなのですけども、通学区域の学校を希望する場合には希望を出すのですか、出さないのですか。

教育総務課長 通学区域であれば通学区域を希望と出します。全員が希望を出します。

そうでないと、通学区域だけでいっぱいになってしまいますと、その段階で抽選が発生しますし、私立に行く予定ですとか、他区の学校に行く予定だとか、そういうのも全部考え

て、それで抽選をするかどうかを判断します。

長島委員 全員が出すということですか。分かりました。選択のイメージで、ほかを選択する場合のみ出すというイメージがあったものですからお聞きしました。ありがとうございます。

教育長 特段、例年と変わらないですよ。

教育総務課長 基本的には変わらないです。

教育長 本件については、よろしいでしょうか。

では、先ほど長島委員から御質問もございましたが、報告事項力「小中学校給食食材費補助の拡充について」を議題といたします。引き続き、山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 27ページを御覧いただければと思います。「令和4年度荒川区食育推進給食に係る児童及び生徒に対する食材費補助事業の拡充について」という通知がございます。

今般、コロナ禍で原油の高騰ですとか、ウクライナの情勢などの影響によって、学校給食に使用する食材の価格高騰が続いてございます。

小中学校については、食材を選定するものですとか、献立の工夫で栄養のバランスを維持しながら、給食費の値上げをしないで頑張っていたところでございます。

通知にございますように、学校給食に使われる食材の高騰に対応するために、先ほど長島委員からも御質問を頂きました「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用いたしまして、小中学校への食材補助を拡充するものでございます。

内容といたしましては、下の補助金額というところを御覧いただければと思います。

保護者の給食費の負担を軽減する形で、食育推進給食というのをこれまで3回行っていたのですが、さらに今度、10回分を追加する形になります。今回の補正で3,828万9,000円、小中学校総額で拡充となります。

この給食につきましては、これまでも食育推進給食とあって、例えば地産地消ですとか地域の食材などを使って、その説明をしたりというような給食に活用をしていたのですが、今回、その部分について10回分増やす形で、給食費の保護者の負担を軽減するような形を考えているところでございます。

先ほどの地方創生臨時交付金につきましては、教育費については、ここの給食だけでございます。そのほかの補正予算は、実際に、家庭に対する補助金ですとか、あとは、産業振興の融資の補助金ですとか、そういったものを今回一括で補正してございます。教育費については、この補助金が唯一でございます。

失礼いたしました。昨年、おとしの消毒のものについての給付金などがございましたが、今回については、国から来たものについて、今回の本会議で補正予算をして、教育費については給食の補填をと考えているところでございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員 この趣旨ですけれども、給食費の値上げをしないように、小学校、中学校に対して補助をすると、そういうことなのですか。

教育総務課長 そのとおりだと考えているところでございます。かなり負担が急増していて、これが一時的なものなのかどうかは分からないのですが、1回給食費を上げてしまいますと、今後ずっとという形になります。今後は、例えば物価の高騰がずっと続くようであれば、給食費の値上げも考えなければいけないのですが、今の場合ですと、ウクライナの情勢ですとか原油の情勢だというので一定落ち着く可能性もあるので、今回はこれを補填する形で、保護者の負担を軽減したと考えてございます。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

物価については、秋口以降もさらに上昇することが見込まれています。年度の途中で給食費を上げるというわけにはいかないのに、補正予算などさらなる対応をしないといけないかもしれません。

ただ、そうすると補助が年々拡大して行ってしまって区の負担も大きくなってしまいますので、給食費の改定も視野に入れなくてはならないとは思っています。

小林委員 そうですね。分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件については以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項ですが、教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 39ページを御覧いただければと思います。修正箇所については、11月11日、ずっと実施ができていなかった町屋文化センターの視察を今、考えているところでございます。このときは書道展がちょうど実施しているものですから、定例会後に、定例会が15時半からですけれども、それが終わった後に、もしお時間があれば御視察を頂ければと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和4年第13回定例会を閉会といたします。

了